

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	株式会社村上開明堂
【英訳名】	MURAKAMI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村上 太郎
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市葵区伝馬町11番地5
【電話番号】	(054)253-1811(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部長 島村 昌宏
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市葵区伝馬町11番地5
【電話番号】	(054)253-1811(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部コーポレートサービス部総務グループ課長 松永 浩揮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第83期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金135円

第2号議案 取締役10名選任の件
村上 太郎、長谷川 猛、糟谷 篤、平沢 方秀、松田 裕昭、島村 昌宏、前田 健太、力石 晃一、足羽 由美子、後藤 康雄を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件
長倉 雅彦を監査役に選任するものであります。

< 株主提案（第4号議案から第7号議案まで） >

第4号議案 自己株式取得の件
本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,210,000株、取得価額の総額金7,865,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得するものであります。

第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件
当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第19条を変更するものであります。

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
社外取締役を含む取締役に対し、年額150百万円以内、付与株式数の上限24,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するものであります。

第7号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件
当社の定時株主総会の基準日を変更するため、当社の定款第13条を変更するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	99,237	1,062	16	(注)1	可決 98.00
第2号議案					
村上 太郎	96,757	3,542	16	(注)2	可決 95.55
長谷川 猛	99,589	710	16	(注)2	可決 98.34
糟谷 篤	99,592	707	16	(注)2	可決 98.35
平沢 方秀	99,441	858	16	(注)2	可決 98.20
松田 裕昭	99,442	857	16	(注)2	可決 98.20
島村 昌宏	99,456	843	16	(注)2	可決 98.21
前田 健太	99,456	843	16	(注)2	可決 98.21
力石 晃一	99,597	702	16	(注)2	可決 98.35
足羽 由美子	89,426	10,873	16	(注)2	可決 88.31
後藤 康雄	89,572	10,727	16	(注)2	可決 88.45
第3号議案	87,560	12,739	16	(注)2	可決 86.47

<株主提案(第4号議案から第7号議案まで)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第4号議案	14,328	85,971	16	(注)1	否決 14.15
第5号議案	13,321	86,978	16	(注)3	否決 13.15
第6号議案	13,544	86,605	166	(注)1	否決 13.37
第7号議案	11,798	88,501	16	(注)3	否決 11.65

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上